

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年8月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300028 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300014 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで、A 事業所の「B 支所」で臨時の「C 職」として勤務したが、厚生年金保険の記録では同年 3 月 30 日に退職したとされていた。

当時の辞令書が見付かり、昭和 62 年 3 月 31 日まで勤務していたことが確認できたことから、A 事業所が年金事務所に対し資格喪失年月日を昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正する届出を行ったが、請求期間は保険給付の対象とならない記録となっている。

昭和 62 年 3 月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 62 年 3 月 31 日と記録されていたところ、令和 4 年 12 月 9 日に A 事業所から年金事務所に提出された請求者に係る健康保険厚

生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）の訂正届により、昭和62年4月1日に訂正され、同年3月の標準報酬月額が11万8,000円として記録されている。

しかしながら、A事業所から提出された資格喪失届の訂正届が年金事務所で受付された令和4年12月12日時点においては、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していたことから、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

- 2 請求者が提出した辞令書並びにA事業所から提出された請求者に係る辞令書及び職員名簿により、請求者が同事業所のB支所を退職したのは昭和62年3月31日であることが確認できる。

また、A事業所は、辞令書に記載された雇用期限より前に退職する場合、退職に係る辞令書を交付することになるが、請求者にそのような辞令書を交付した記録は残っておらず、ほかに退職日を示す記録もないことから、当然に雇用期限である昭和62年3月31日まで雇用したものと判断した上で、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料については、昭和62年3月分を控除しないという事情は考えられない旨回答している。

以上によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

したがって、請求期間（標準報酬月額が11万8,000円）については、厚生年金特例法により保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A事業所は、請求者の請求内容どおりの資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か確認できる当時の資料が残っておらず不明である旨回答しているが、請求期間当時の被保険者原票の資格喪失年月日が請求者に係る雇用保険の離職年月日と符合する昭和62年3月31日と記録されており、社会保険事務所（当時）が、請求者の昭和62年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っていない（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）と考えるのが妥当であり、事業主であるA事業所は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300013 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日まで

私は、A 社を昭和 62 年 12 月 31 日に退職したが、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が退職日と同日の昭和 62 年 12 月 31 日と記録されているので、調査の上、資格喪失日を昭和 63 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 前提となる事実

請求者は、「A 社を昭和 62 年 12 月 31 日に退職した。」と主張し、請求期間当時の事業主から交付されたとする資格喪失年月日の異なる 2 枚の健康保険被保険者（被扶養者）資格喪失証明書（以下「資格喪失証明書」という。）を提出している。

一方の資格喪失証明書には、資格喪失年月日は「昭和 62 年 12 月 31 日」と記載があり、厚生年金保険の記録と一致している。

もう一方の資格喪失証明書には、資格喪失年月日は「昭和 63 年 1 月 1 日」と記載があり、請求者の主張する退職日（昭和 62 年 12 月 31 日）と符合している。

2 被保険者資格要件

(1) 資格喪失日について

厚生年金保険の資格喪失日は、厚生年金保険法第 14 条において被保険者が適用事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されており、請求期間については、請求者が A 社を退職した日の翌日が資格喪失日となる。

(2) 資格喪失証明書について

請求者が提出した 2 枚の資格喪失証明書は、いずれも A 社の代表者印が押されているが、交付日が記載されていない。

また、請求者は、2枚の資格喪失証明書は、退職後、翌月1月頃に2枚を同日に当時の事業主から交付されたと陳述しているが、B社及び当時の事業主は、2枚交付した経緯は不明であると回答している。

したがって、2枚の資格喪失証明書のどちらかが、請求者の正しい退職日に対応した証明書であるかを判断することはできない。

(3) 請求者の国民年金及び雇用保険の記録について

オンライン記録によると請求者の国民年金の被保険者資格の取得年月日は昭和63年1月1日と記録されており、請求者の主張する退職日（昭和62年12月31日）に対応した記録となっている。

一方、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は昭和62年12月30日と記録されており、オンライン記録による請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和62年12月31日）と符合している。

(4) 退職日について

請求者は、「退職日を昭和62年12月31日付けと日付まで伝えたかどうかは覚えていないが、月末に退職する者は、末日を退職日とするように取り扱うのが一般的だと思う。」と主張しているが、A社における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日によると、退職日が月末の者も確認できるが、その前の者も複数確認でき、いずれも雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は符合していることを踏まえると、同社において、退職日を請求者が主張するような取扱いとしていたことはいかなる理由も示されていない。

また、B社は、請求期間当時のA社から引き継いだ書類は保管しておらず、当時の事情を知る者もいないため、請求者の請求期間に係る在籍については不明である旨回答し、当時の事業主は、請求者の退職日について覚えていないので分からない旨回答している。

さらに、請求期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したところ、請求者を記憶していると回答した複数の者は、いずれも請求者の退職日については記憶していない。

このほか、請求者の退職日を確認できるような資料はなく、ほかに請求者の退職日を特定する事情も見当たらない。

3 保険料控除要件

B社は、請求期間当時の厚生年金保険料の控除方法について、翌月に支給する給与から控除する方法であったと回答しており、昭和62年12月分の保険料は、昭和63年1月に支払われた給与から控除された可能性があるが、請求者が提出した昭和62年分給与と所得の源泉徴収票からは請求期間に係る保険料控除の有無を確認することができない。

また、B社は、資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料

の控除については不明である旨回答し、当時の事業主は、請求期間の保険料を控除していたか否かについて分からない旨回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 結論

以上により総合的に判断すると、請求期間について、請求者の退職日が昭和 62 年 12 月 31 日であったこと、及び厚生年金保険の被保険者として昭和 62 年 12 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。